令和4年第2回臨時会

議

案

令和4年12月22日

常総地方広域市町村圏事務組合

令和4年第2回常総地方広域市町村圏事務組合議会臨時会議事日程

令和 4 年 1 2 月 2 2 日 開会 午後 2 時 0 0 分

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報告第2号 専決処分事項の報告について

(守谷消防署救急自動車の交通事故に係る損

害賠償の額を定め和解すること)

日程第 4 議案第15号 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に

関する条例等の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第16号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に

伴う関係条例の整備に関する条例について

日程第 6 議案第17号 令和4年度常総地方広域市町村圏事務組合一

般会計補正予算(第5号)について

報告第 2号

専決処分事項の報告について

令和4年9月1日の守谷消防署救急自動車の交通事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年12月22日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合 管理者 松丸修久

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年12月14日

常総地方広域市町村圏事務組合 管理者 松丸 修久

1 和解の相手方

住 所

氏 名

2 損害賠償の額

32万1,221円

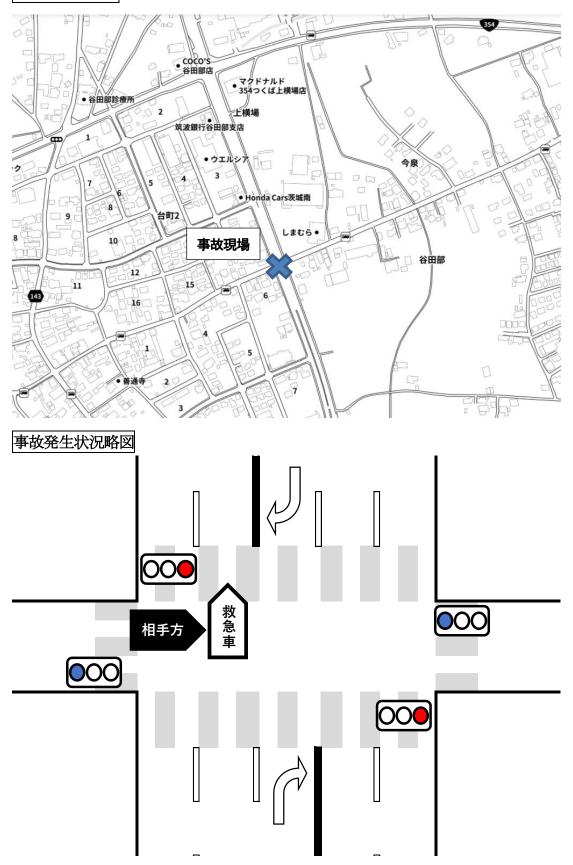
- 3 和解の内容
 - (1) 常総地方広域市町村圏事務組合の責任割合は20%、相手方の責任割合は80%とする。
 - (2) 相手方 は、損害額32万1,221円を常総地方広域市町村圏事務 組合に支払う。(各自負担額を相殺するものとする。)
 - (3) 当事者双方は、今後本件に関して裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約する。

4 事故の概要

令和4年9月1日午前9時49分頃、救急搬送途上、茨城県つくば市谷田部地内、サイエンス大通り篠崎商店西側交差点にて、当組合職員の運転する公用車(守谷消防署救急自動車)が当該交差点内へ赤信号で進入したところ、相手方(普通乗用車)が交差点内の救急自動車左側面に衝突したものです。

参考資料(報告第2号関係)

事故発生位置図



議案第15号

常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例(昭和52年常総地方広域市町村圏事務組合条例第2号)等の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年12月22日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合 管理者 松丸修久

常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例(昭和52年常総地方広域市町村圏事務組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

(勤勉手当)

第21条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任 命権者が組合規則で定める基準に従って定 める割合に乗じて得た額とする。この場合 において、任命権者が支給する勤勉手当の 額の、その者に所属する次の各号に掲げる 職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各 号に定める額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第4項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該 再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に 支給する場合には100分の45、12月に支給 する場合には100分の50を乗じて得た額の 総額

3から5まで (略)

改正前

(勤勉手当)

第21条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任 命権者が組合規則で定める基準に従って定 める割合に乗じて得た額とする。この場合 において、任命権者が支給する勤勉手当の 額の、その者に所属する次の各号に掲げる 職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各 号に定める額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第4項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該 再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u> を乗じて得た額の総額

3から5まで (略)

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2

行政職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
再任用		円	円	円	円	円	円	円
職員以	1	150, 100	198, 500	234, 400	266, 000	290, 700	319, 200	362, 900
外の職 員	2	151, 200	200, 300	236, 000	267, 700	292, 900	321, 400	365, 500
只	3	152, 400	202, 100	237, 500	269, 200	295, 000	323, 700	367, 900
	4	153, 500	203, 900	239, 000	271, 000	297, 000	325, 900	370, 500
	5	154, 600	205, 400	240, 300	272, 700	298, 800	328, 100	372, 400
	6	155, 700	207, 200	241, 900	274, 500	300, 800	330, 100	374, 900
	7	156, 800	209, 000	243, 400	276, 300	302, 600	332, 300	377, 200
	8	157, 900	210, 800	244, 900	278, 300	304, 200	334, 500	379, 700
	9	158, 900	212, 400	246, 000	280, 200	306, 100	336, 400	382, 100
	10	160, 300	214, 200	247, 500	282, 200	308, 400	338, 600	384, 800
	11	161, 600	216, 000	249, 000	284, 100	310, 600	340, 600	387, 400
	12	162, 900	217, 800	250, 300	286, 000	312, 900	342, 800	390, 100
	13	164, 100	219, 200	251, 800	287, 900	315, 000	344, 600	392, 500
	14	165, 600	221,000	253, 000	289, 700	317, 100	346, 600	394, 800
	15	167, 100	222, 700	254, 300	291, 200	319, 300	348, 600	397, 000
	16	168, 700	224, 500	255, 500	292, 600	321, 400	350, 600	399, 400
	17	169, 800	226, 100	256, 800	294, 400	323, 300	352, 300	401, 200
	18	171, 200	227, 800	258, 200	296, 400	325, 300	354, 300	403, 200
	19	172, 600	229, 400	259, 600	298, 500	327, 300	356, 100	405, 100
	20	174, 000	230, 900	261, 100	300, 500	329, 300	358, 000	406, 900
	21	175, 300	232, 200	262, 700	302, 400	331, 000	359, 900	408, 800
	22	177, 800	233, 800	264, 400	304, 500	333, 100	361, 800	410, 600
	23	180, 300	235, 400	266, 000	306, 500	335, 100	363, 800	412, 400
	24	182, 800	236, 900	267, 600	308, 600	337, 200	365, 700	414, 300
	25	185, 200	237, 900	269, 400	310, 300	338, 600	367, 700	416, 100
	26	186, 900	239, 400	271, 200	312, 400	340, 500	369, 600	417, 600

27	188, 500	240, 700	272, 900	314, 400	342, 400	371, 600	419, 100
28	190, 200	241, 900	274, 600	316, 400	344, 300	373, 600	420, 700
29	191, 700	243, 100	276, 200	318, 100	345, 900	375, 100	422, 300
30	193, 400	244, 100	277, 900	320, 100	347, 800	376, 900	423, 600
31	195, 200	245, 100	279, 700	322, 200	349, 700	378, 700	424, 900
32	196, 900	246, 100	281, 200	324, 300	351, 500	380, 300	426, 100
33	198, 500	247, 200	282, 400	325, 500	353, 400	382, 100	427, 300
34	199, 900	248, 100	284, 100	327, 500	355, 200	383, 500	428, 600
35	201, 400	249, 000	285, 700	329, 400	357, 000	385, 000	429, 900
36	202, 900	250, 000	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600	431, 100
37	204, 200	250, 900	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000	432, 300
38	205, 500	252, 200	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100
39	206, 700	253, 400	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900
40	208, 000	254, 700	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500	434, 700
41	209, 300	256, 000	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600	435, 300
42	210, 600	257, 400	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800	436, 000
43	211, 900	258, 600	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700
44	213, 200	259, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400
45	214, 300	260, 900	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200
46	215, 600	262, 100	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000
47	216, 900	263, 400	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400
48	218, 200	264, 500	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100
49	219, 200	265, 600	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600
50	220, 300	266, 600	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000
51	221, 300	267, 800	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400
52	222, 300	268, 900	312, 700	357, 200	375, 400	401,000	441, 800
53	223, 300	269, 900	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200
54	224, 200	270, 900	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600
55	225, 100	272, 000	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000
56	226, 000	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300
57	226, 300	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600
58	227, 100	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000

59	227, 800	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300
60	228, 500	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600
61	229, 200	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900
62	230, 000	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100	
63	230, 700	280,000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400	
64	231, 300	281,000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700	
65	231, 900	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000	
66	232, 500	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300	
67	233, 100	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600	
68	233, 800	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900	
69	234, 500	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100	
70	235, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400	
71	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700	
72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000	
73	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200	
74	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500	
75	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800	
76	238, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000	
77	239, 300	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200	
78	240, 000	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500	
79	240, 700	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800	
80	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000	
81	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200	
82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500	
83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800	
84	243, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410,000	
85	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200	
86	244, 500	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300		
87	245, 100	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600		
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800		
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000		
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300		

91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600	
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800	
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000	
94	,	294, 900	342, 600	, , , , , ,	,	
95		295, 200	343, 100			
96		295, 600	343, 500			
97		295, 800	343, 700			
98		296, 100	344, 100			
99		296, 500	344, 500			
100		296, 900	344, 800			
101		297, 100	345, 100			
102		297, 400	345, 500			
103		297, 800	345, 900			
104		298, 100	346, 300			
105		298, 300	346, 800			
106		298, 600	347, 200			
107		299, 000	347, 600			
108		299, 300	348, 000			
109		299, 500	348, 500			
110		299, 900	348, 900			
111		300, 300	349, 200			
112		300, 600	349, 500			
113		300, 800	350, 000			
114		301,000				
115		301, 300				
116		301, 700				
117		301, 900				
118		302, 100				
119		302, 400				
120		302, 700				
121		303, 100				
122		303, 300				

	123		303, 600					
	124		303, 900					
	125		304, 200					
再任用 職員		187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、 第23条に規定する職員を除く。

別表第3 消防職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
再任用		円	円	円	円	円	円	円
職員以	1	174, 500	190, 200	215, 100	254, 900	296, 300	321, 300	347, 600
外の職 員	2	176, 200	191, 900	217, 100	256, 700	298, 100	323, 500	349, 800
	3	178, 000	193, 700	219, 100	258, 500	299, 900	325, 600	352, 100
	4	179, 700	195, 500	221, 100	260, 300	301, 900	327, 600	354, 300
	5	181, 100	197, 300	223, 100	262, 000	303, 600	329, 700	356, 300
	6	183, 000	199, 400	224, 900	263, 800	305, 500	331, 500	358, 400
	7	184, 800	201,600	226, 900	265, 400	307, 500	333, 200	360, 600
	8	186, 700	203, 800	228, 800	267, 100	309, 600	334, 800	362, 800
	9	188, 300	205, 800	230, 900	268, 200	311, 400	336, 500	364, 500
	10	190, 000	208, 100	232, 700	269, 700	313, 600	338, 800	366, 700
	11	191, 700	210,600	234, 500	271, 000	315, 700	341, 000	368, 700
	12	193, 400	212, 900	236, 300	272, 200	317, 700	343, 300	370, 900
	13	195, 100	214, 900	238, 100	273, 500	319, 700	345, 300	372, 700
	14	197, 100	216, 700	240, 000	274, 800	321, 600	347, 400	374, 800
	15	199, 100	218, 500	241, 900	275, 800	323, 200	349, 600	376, 800
	16	201, 100	220, 300	243, 800	277, 000	324, 800	351, 700	378, 900
	17	203, 200	222, 200	245, 300	277, 700	326, 500	353, 700	380, 500
	18	205, 300	223, 900	247, 100	279, 100	328, 800	355, 700	382, 500

19	207, 600	225, 800	248, 900	280, 400	330, 900	357, 700	384, 400
20	209, 900	227, 600	250, 700	281, 700	333, 200	359, 800	386, 400
21	212,000	229, 300	252, 300	283, 000	335, 100	361, 500	388, 100
22	213, 800	231, 100	253, 600	284, 000	337, 100	363, 500	390, 200
23	215, 500	232, 900	254, 800	285, 300	339, 200	365, 300	392, 300
24	217, 300	234, 700	256, 100	286, 500	341, 200	367, 400	394, 300
25	219, 200	236, 300	257, 300	287, 500	343, 100	369, 100	396, 000
26	220, 900	238, 000	258, 500	289, 100	345, 200	371, 100	398, 000
27	222, 700	239, 700	259, 800	290, 800	347, 100	373, 100	400, 100
28	224, 400	241, 300	260, 900	292, 400	349, 100	375, 100	402, 200
29	226, 300	242, 500	261, 800	294, 300	350, 900	376, 900	403, 700
30	228, 100	244, 300	262, 800	296, 200	353, 000	379, 000	405, 500
31	229, 900	246, 100	264, 000	297, 900	354, 800	381, 100	407, 200
32	231, 700	247, 900	265, 000	299, 700	356, 900	383, 100	408, 900
33	233, 300	249, 300	265, 500	301, 300	358, 300	385, 000	410,600
34	235, 000	250, 800	266, 700	303, 000	360, 300	387, 100	412, 100
35	236, 700	252, 100	267, 700	304, 800	362, 200	389, 200	413, 700
36	238, 400	253, 500	268, 700	306, 500	364, 300	391, 100	415, 200
37	239, 600	254, 700	269, 500	308, 200	366, 200	392, 800	416, 500
38	241, 400	256, 000	270, 400	309, 800	368, 300	394, 300	418, 000
39	243, 200	257, 200	271, 400	311,600	370, 300	395, 600	419, 500
40	245, 000	258, 200	272, 200	313, 100	372, 300	397, 000	421,000
41	246, 400	259, 200	273, 200	314, 500	374, 300	398, 200	422, 500
42	247, 800	260, 300	274, 300	316, 000	376, 400	399, 300	423, 800
43	249, 100	261, 300	275, 300	317, 700	378, 500	400, 300	425, 100
44	250, 300	262, 300	276, 100	319, 400	380, 500	401, 300	426, 300
45	251, 400	262, 900	277, 200	321, 100	382, 200	402, 500	427, 300
46	252, 500	264, 000	278, 600	323, 000	383, 900	403, 700	428, 000
47	253, 500	264, 900	279, 900	324, 900	385, 500	404, 800	428, 800
48	254, 300	266, 000	281, 300	326, 700	387, 200	406, 000	429, 600
49	255, 000	266, 800	283, 000	328, 100	388, 600	407, 300	430, 100
50	255, 900	267, 800	284, 700	329, 700	389, 600	408, 100	430, 500

51	257, 000	268, 800	286, 200	331, 100	390, 600	408, 900	430, 900
52	258, 000	269, 700	287, 600	332, 800	391, 600	409, 600	431, 200
53	258, 500	270, 700	289, 000	334, 300	392, 900	410, 100	431, 500
54	259, 700	271, 400	290, 600	336, 000	394, 000	410, 800	431, 900
55	260, 500	272, 400	292, 200	337, 600	395, 100	411, 500	432, 200
56	261, 600	273, 300	293, 700	339, 400	396, 300	412, 100	432, 500
57	262, 500	274, 300	295, 100	340, 300	397, 600	412, 800	432, 800
58	263, 300	275, 800	296, 700	342, 000	398, 400	413, 200	433, 100
59	264, 100	277, 000	298, 400	343, 600	399, 200	413, 800	433, 400
60	264, 900	278, 400	300, 000	345, 200	399, 900	414, 400	433, 700
61	265, 700	279, 900	301, 400	346, 800	400, 400	414, 800	434, 000
62	266, 300	281, 500	303, 000	348, 500	401, 100	415, 400	434, 300
63	267, 100	282, 800	304, 600	350, 200	401, 800	415, 900	434, 600
64	267, 700	284, 300	306, 100	351, 900	402, 500	416, 400	434, 900
65	268, 800	285, 600	307, 400	353, 500	402, 800	416, 900	435, 200
66	270, 000	286, 800	309, 100	355, 100	403, 500	417, 500	435, 500
67	271,000	288, 200	310, 500	356, 700	404, 200	417, 900	435, 800
68	271, 900	289, 400	312, 200	358, 300	404, 800	418, 400	436, 100
69	273, 000	290, 900	313, 600	359, 500	405, 200	418, 800	436, 300
70	274, 400	292, 300	315, 000	360, 900	405, 700	419, 100	436, 600
71	275, 600	293, 800	316, 300	362, 200	406, 300	419, 400	436, 900
72	276, 900	295, 100	317, 800	363, 600	406, 800	419, 700	437, 200
73	277, 900	296, 300	318, 500	364, 800	407, 300	420, 000	437, 400
74	279, 100	297, 600	320, 100	366, 000	407, 700	420, 300	437, 700
75	280, 400	298, 900	321, 600	367, 300	408, 200	420, 600	438, 000
76	281, 400	300, 200	323, 300	368, 600	408, 700	420, 900	438, 300
77	282, 500	301, 100	325, 100	369, 900	409, 200	421, 100	438, 500
78	283, 700	302, 600	326, 800	371, 100	409, 700	421, 400	438, 800
79	284, 800	303, 800	328, 400	372, 300	410, 300	421, 700	439, 100
80	285, 500	305, 300	330, 000	373, 500	410, 800	422, 000	439, 400
81	286, 600	306, 600	331, 700	374, 700	411, 200	422, 200	439, 600
82	287, 700	308, 000	333, 400	375, 900	411, 800	422, 500	439, 900
83	288, 800	309, 100	335, 000	377, 000	412, 300	422, 800	440, 200

84	289, 900	310, 500	336, 700	378, 200	412, 500	423, 000	440, 500
85	291, 000	311, 400	338, 100	379, 300	412, 800	423, 200	440, 700
86	292, 200	312, 900	339, 600	379, 900	413, 300	423, 500	
87	293, 100	314, 200	341, 100	380, 400	413, 600	423, 800	
88	294, 300	315, 700	342, 600	381,000	413, 900	424, 000	
89	295, 300	317, 200	343, 900	381, 600	414, 200	424, 200	
90	296, 500	318, 700	345, 100	382, 200	414, 600	424, 500	
91	297, 600	320, 100	346, 400	382, 800	415, 000	424, 800	
92	298, 800	321,600	347, 700	383, 400	415, 400	425, 000	
93	299, 300	322, 900	349, 100	383, 700	415, 700	425, 200	
94	300, 600	324, 200	350, 600	384, 200			
95	301, 700	325, 600	352, 100	384, 800			
96	303, 000	326, 900	353, 600	385, 300			
97	304, 100	328, 100	354, 900	385, 700			
98	305, 300	329, 400	356, 100	386, 100			
99	306, 500	330, 700	357, 200	386, 700			
100	307, 700	332, 000	358, 400	387, 200			
101	308, 900	333, 400	359, 500	387, 600			
102	309, 900	334, 300	360, 600	388, 100			
103	311,000	335, 400	361, 700	388, 700			
104	312,000	336, 600	362, 900	389, 200			
105	312, 800	337, 700	364, 100	389, 500			
106	313, 400	338, 800	364, 600	389, 900			
107	314, 000	339, 800	365, 200	390, 400			
108	314, 700	340, 900	365, 800	390, 700			
109	315, 200	342, 100	366, 400	391, 000			
110	315, 700	343, 100	366, 900	391, 500			
111	316, 200	344, 100	367, 400	392, 000			
112	316, 800	345, 000	367, 900	392, 500			
113	317, 600	345, 900	368, 300	392, 800			
114	318, 300	346, 800	368, 700	393, 300			
115	319, 000	347, 800	369, 300	393, 800			
116	319, 700	348, 800	369, 800	394, 300			

職員								
再任用		241, 500	253, 200	257, 300	288, 600	305, 100	319, 200	342, 800
	145		361, 600					
	144		361, 300					
	143		360, 800					
	142		360, 300					
	141		359, 800	380, 900				
	140		359, 500	380, 600				
	139		359, 000	380, 100				
	138		358, 500	379, 600				
	137		358, 100	379, 100				
	136		357, 800	378, 800				
	135		357, 500	378, 400				
	134		357, 100	378, 000				
	133		356, 600	377, 500				
	132		356, 400	377, 200				
	131		356, 000	376, 700				
	130		355, 600	376, 200				
	129		355, 200	375, 700				
	128		354, 800	375, 400				
	127		354, 400	374, 900				
	126	ŕ	353, 900	374, 400	·			
	125	324, 800	353, 500	373, 900	398, 300			
	124	324, 500	353, 100	373, 400	397, 900			
	123	324, 000	352, 700	373, 000	397, 400			
	122	323, 500	352, 200	372, 500	397, 000			
	121	323, 200	351, 800	372, 000	396, 500			
	120	322, 600	351, 500	371, 800	396, 100			
	119	321, 800	350, 900	371, 300	395, 600			
	118	321, 100	350, 300	370, 700	395, 100			
	117	320, 300	349, 800	370, 200	394, 600			

備考 この表は、消防職員で管理者が定めるものに適用する。

第2条 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(勤勉手当)

第21条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任 命権者が組合規則で定める基準に従って定 める割合に乗じて得た額とする。この場合 において、任命権者が支給する勤勉手当の 額の、その者に所属する次の各号に掲げる 職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各 号に定める額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第4項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該 再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の</u> 47.5を乗じて得た額の総額

3から5まで (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任 命権者が組合規則で定める基準に従って定 める割合に乗じて得た額とする。この場合 において、任命権者が支給する勤勉手当の 額の、その者に所属する次の各号に掲げる 職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各 号に定める額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第4項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該 再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に 支給する場合には100分の45、12月に支給 する場合には100分の50を乗じて得た額の 総額

3から5まで (略)

(常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年常総地方広域市町村圏事務組合条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

(給与の特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額 (円)
1	<u>376, 000</u>
2から7まで	(略)

2及び3 (略)

第8条 任期付職員には、次の給料表を適用する。

7 90	
職務の級	給料月額 (円)
1級	<u>150, 100</u>
2級	<u>198, 500</u>
3級	234, 400
4級	<u>266, 000</u>
5級	<u>290, 700</u>
6級及び7級	(略)

2 (略)

(給与条例の適用除外)

第9条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条 第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例及び常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年常総地方広域市町村圏事務組合条例第6号)第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合に

改正前

(給与の特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額(円)
1	<u>375, 000</u>
2から7まで	(略)

2及び3 (略)

第8条 任期付職員には、次の給料表を適用する。

· •	
職務の級	給料月額(円)
1級	<u>146, 100</u>
2級	<u>195, 500</u>
3級	<u>231, 500</u>
4級	<u>264, 200</u>
5級	<u>289, 700</u>
6級及び7級	(略)

2 (略)

(給与条例の適用除外)

第9条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条 第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例及び常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年常総地方広域市町村圏事務組合条例第6号)第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」とする。 <u>は100分の167.5</u>」とする。

第4条 常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外)	(給与条例の適用除外)
第9条 (略)	第9条 (略)
2 特定任期付職員に対する給与条例第2条	2 特定任期付職員に対する給与条例第2条
第1項及び第20条第2項の規定の適用につ	第1項及び第20条第2項の規定の適用につ
いては、給与条例第2条第1項中「この条	いては、給与条例第2条第1項中「この条
例」とあるのは「この条例及び常総地方広	例」とあるのは「この条例及び常総地方広
域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の	域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の
採用等に関する条例(令和元年常総地方広	採用等に関する条例(令和元年常総地方広
域市町村圏事務組合条例第6号)第7条の規	域市町村圏事務組合条例第6号)第7条の規
定」と、給与条例第20条第2項中「100分の	定」と、給与条例第20条第2項中「100分の
120」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。	120」とあるのは「 <u>、6月に支給する場合</u>
	には100分の162.5、12月に支給する場合に
	<u>は100分の167.5</u> 」とする。

(常総地方広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 常総地方広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に 関する条例(令和元年常総地方広域市町村圏事務組合条例第7号)の一部を次のように改 正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 1 (略)	附 1 (略)
(給料表改定の効力発生時期の特例) 2 第5条の規定により給与条例第5条第1 項各号に規定する給料表を準用する場合に	
おいて、当該給料表の改定が行われるとき における会計年度任用職員の給料及び報酬 についての当該改定の効力は、当分の間、	

当該改定に係る条例の規定にかかわらず、 当該条例の施行の日の属する年度の翌年度 の4月1日(当該条例の施行の日が4月 1日であるときは、その日)から生ずるもの とする。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年 4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例 (以下「改正後の給与条例」という。)の規定及び第3条の規定による改正後の常総地 方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任 期付職員条例」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例を適用する場合には、第1条の規定による改正前の常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

提案理由

議案第15号 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正 する条例について

令和4年人事院勧告に基づく一般職の給与に関する法律の一部改正を踏まえ、当組合の 給与条例等についても、所要の措置を講じ、給与制度の適正化を図るものです。

主な改正内容は、給料表を若年層が在職する級号給について平均で行政職が0.2%、消防職が0.28%の引き上げ、勤勉手当の支給月数を一般職で0.1月分、再任用職で0.05月分引き上げるものです。

議案第16号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月22日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合 管理者 松丸修久

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正) 第1条 常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元

年常総地方広域市町村圏事務組合条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<u> </u>	
改正後	改正前
(短時間勤務職員の任期を定めた採用)	(短時間勤務職員の任期を定めた採用)
第4条 任命権者は、短時間勤務職員(地方	第4条 任命権者は、短時間勤務職員(地方
公務員法 <u>第22条の4第1項</u> に規定する短時	公務員法 <u>第28条の5第1項</u> に規定する短時
間勤務の職を占める職員をいう。以下同	間勤務の職を占める職員をいう。以下同
じ。)を前条第1項各号に掲げる業務のい	じ。)を前条第1項各号に掲げる業務のい
ずれかに従事させることが公務の能率的運	ずれかに従事させることが公務の能率的運
営を確保するために必要である場合には、	営を確保するために必要である場合には、
短時間勤務職員を任期を定めて採用するこ	短時間勤務職員を任期を定めて採用するこ
とができる。	とができる。
2及び3 (略)	2及び3 (略)

(常総地方広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正) 第2条 常総地方広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 26年常総地方広域市町村圏事務組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報告事項)	(報告事項)
第3条 前条の規定により任命権者が報告し	第3条 前条の規定により任命権者が報告し
なければならない事項は、職員(臨時的に	なければならない事項は、職員(臨時的に
任用された職員及び非常勤職員(法 <u>第22条</u>	任用された職員及び非常勤職員(法 <u>第28条</u>
の4第1項に規定する短時間勤務の職を占	<u>の5第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占
める職員及び同法第22条の2第1項第2号	める職員及び同法第22条の2第1項第2号
に掲げる職員を除く。)を除く。以下同	に掲げる職員を除く。)を除く。以下同
じ。)に係る次に掲げる事項とする。	じ。)に係る次に掲げる事項とする。
(1)から(8)まで (略)	(1)から(8)まで (略)

(常総地方広域市町村圏事務組合職員の定年等に関する条例の一部改正)

第3条 常総地方広域市町村圏事務組合職員の定年等に関する条例(昭和59年常総地方広域市町村圏事務組合条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
改正後	改正前
<u>目次</u>	〔新設〕
第1章 総則(第1条)	
第2章 定年制度(第2条~第5条)	
第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6	
条~第11条)	
第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12	
条~第13条)	
第5章 雑則(第14条)	
<u>附則</u>	
<u>第1章</u> 総則	
(趣旨)	(趣旨)
第1条 → の条例は 地方公務員法(昭和25	 第1条 → の条例は 地方公務員注 (昭和95

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第 22条の4第1項及び第2項、第22条の5第 1項、第28条の2、第28条の5、第28条の 6第1項から第3項まで並びに第28条の7 の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 定年制度

(定年)

- 第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。 (定年による退職の特例)
- 第4条 任命権者は、定年に達した職員が第 2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務さ

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項から第 3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年)

- 第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。 (定年による退職の特例)
- 第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当する</u>と認めるときは、<u>その職員</u>に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、<u>その職員を当該職務</u>に従事させるため<u>引き続いて</u>勤務させることができる。

せることができる。ただし、第9条の規定 により異動期間(同条第1項に規定する異 動期間をいう。以下この項及び次項におい て同じ。) (同条第1項又は第2項の規定 により延長された異動期間を含む。) を延 長した職員であって、定年退職日において 管理監督職 (第6条に規定する職をいう。 以下この条及び次章において同じ。)を占 めている職員については、第9条第1項又 は第2項の規定により当該異動期間を延長 した場合であって、引き続き勤務させるこ とについて管理者の承認を得たときに限る ものとし、当該期限は、当該職員が占めて いる管理監督職に係る異動期間の末日の翌 日から起算して3年を超えることができな V,

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>当該職員</u>の退職により<u>生ずる欠員を容易に補充することができず</u>公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>当該職員</u>の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該</u> 業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、<u>当該職員</u>の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、管理者と協議の上、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>その職</u> <u>員</u>の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>その職員</u>の 退職による欠員を容易に補充することができないとき。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が<u>その</u> <u>業務</u>の遂行上重大な障害となる特別の事 情があるため、<u>その職員</u>の退職により公 務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、管理者と協議のうえ、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

<u>にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)</u>の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を 引き続き勤務させる場合又は前項の規定に より期限を延長する場合には、当該職員の 同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 (略)

第5条 (略)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制 (管理監督職勤務上限年齢制の対象となる 管理監督職)

- 第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。
 - (1) 常総地方広域市町村圏事務組合職員 の給与に関する条例(昭和52年常総地方 広域市町村圏事務組合条例第2号)第10 条第1項に規定する職
 - (2) 前号に定めるもののほか、管理者が 組合規則で定める職 (管理監督職勤務上限年齢)
- 第7条 法第28条の2第1項に規定する管理 監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。 (他の職への降任等を行うに当たって遵守 すべき基準)
- 第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に 規定する他の職への降任等(以下この章に おいて「他の職への降任等」という。)を 行うに当たっては、法第13条、第15条、第 23条の3、第27条第1項及び第56条に定め

- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を 引き続いて勤務させる場合又は前項の規定 により期限を延長する場合には、当該職員 の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の 規定により延長された期限が到来する前に 第1項の事由が存しなくなったと認めると きは、当該職員の同意を得て、期日を定め てその期限を繰り上げて退職させることが できる。

5 (略)

第5条 (略)

- るもののほか、次に掲げる基準を遵守しな ければならない。
- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した 上で、管理監督職以外の職又は管理監督 職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超え る管理監督職のうちできる限り上位の職 制上の段階に属する職に、降任等をする こと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間

(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該 業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降 任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により り異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職 を占める職員について、前項各号に掲げる 事由が引き続きあると認めるときは、管理 者の承認を得て、延長された当該異動期間 の末日の翌日から起算して1年を超えない 期間内(当該期間内に定年退職日がある職 員にあっては、延長された当該異動期間の 末日の翌日から定年退職日までの期間内。 第4項において同じ。)で延長された当該 異動期間を更に延長することができる。た

- だし、更に延長される当該異動期間の末日 は、当該職員が占める管理監督職に係る異 動期間の末日の翌日から起算して3年を超 えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期 間を延長することができる場合を除き、他 の職への降任等をすべき特定管理監督職群 (職務の内容が相互に類似する複数の管理 監督職であって、これらの欠員を容易に補 充することができない年齢別構成その他の 特別の事情がある管理監督職として組合規 則で定める管理監督職をいう。以下この項 において同じ。)に属する管理監督職を占 める職員について、当該特定管理監督職群 に属する管理監督職の属する職制上の段階 の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び 当該管理監督職についての適性を有すると 認められる職員(当該管理監督職に係る管 理監督職勤務上限年齢に達した職員を除 く。) の数が当該管理監督職の数に満たな い等の事情があるため、当該職員の他の職 への降任等により当該管理監督職に生ずる 欠員を容易に補充することができず業務の 遂行に重大な障害が生ずると認めるとき は、当該職員が占める管理監督職に係る異 動期間の末日の翌日から起算して1年を超 えない期間内で当該異動期間を延長し、引 き続き当該管理監督職を占めている職員に 当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、 又は当該職員を当該管理監督職が属する特 定管理監督職群の他の管理監督職に降任 し、若しくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長

することができるときを除く。)、又は前 項若しくはこの項の規定により異動期間 (前3項又はこの項の規定により延長され た期間を含む。)が延長された管理監督職 を占める職員について前項に規定する事由 が引き続きあると認めるときは、管理者の 承認を得て、延長された当該異動期間の末 日の翌日から起算して1年を超えない期間 内で延長された当該異動期間を更に延長す ることができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 <u>定年前再任用短時間勤務制</u> (定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下、この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の組合規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下こ

の条及び次条において同じ。)に採用する ことができる。ただし、年齢60年以上退職 者がその者を採用しようとする短時間勤務 の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務 の職を占める職員が、常時勤務を要する職 でその職務が当該短時間勤務の職と同種の 職を占めているものとした場合における定 年退職日をいう。)を経過した者であると きは、この限りではない。

- 第13条 任命権者は、前条本文の規定による ほか、常総地方広域市町村圏事務組合規約 (昭和47年地指令第297号)第2条に規定 する地方公共団体の年齢60年以上退職者 を、従前の勤務実績その他の組合規則で定 める情報に基づく選考により、短時間勤務 の職に採用することができる。
- 2 <u>前項の場合においては、前条ただし書き</u> の規定を準用する。

第5章 雜則

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附則

1 (略)

(定年に関する経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日 までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで 61年 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで 62年 令和9年4月1日から令和11年3月31日まで 63年 令和11年4月1日から令和13年3月31日ま 64年 で

(情報の提供及び勤務の意思確認)

3 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に

付 則

1 (略)

〔新設〕

任用される職員その他の法律により任期を 定めて任用される職員及び非常勤職員を除 く。以下この項において同じ。) が年齢60 年に達する日の属する年度の前年度(以下 この項において「情報の提供及び勤務の意 思の確認を行うべき年度」という。) (情 報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき 年度に職員でなかった者で、当該情報の提 供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の 末日後に採用された職員(異動等により情 報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき 年度の末日を経過することとなった職員 (以下この項において「末日経過職員」と いう。)を除く。)にあっては、当該職員 が採用された日から同日の属する年度の末 日までの期間、末日経過職員にあっては当 該職員の異動等の日が属する年度(当該日 が年度の初日である場合は、当該年度の前 年度))において、当該職員に対し、当該 職員が年齢60年に達する日以後に適用され る任用及び給与に関する措置の内容その他 の必要な情報を提供するものとするととも に、同日の翌日以後における勤務の意思を 確認するよう努めるものとする。

(常総地方広域市町村圏事務組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正) 第4条 常総地方広域市町村圏事務組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和52年 常総地方広域市町村圏事務組合条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように 改正する。

改正後	改正前
(減給の効果)	(減給の効果)
第4条 減給は、1日以上1年以下の期間に	第4条 減給は、1日以上1年以下の期間に
ついて、その発令の日に受ける給料及びこ	ついて、 <u>給料</u> 及びこれに対する地域手当の
れに対する地域手当の合計額(法第22条の	合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げ
2第1項第1号に掲げる職員については、	る職員については、報酬の額(常総地方広
報酬の額(常総地方広域市町村圏事務組合	域市町村圏事務組合職員の給与に関する条

職員の給与に関する条例(昭和52年常総地 方広域市町村圏事務組合条例第2号)第14 条に規定する時間外勤務手当、同条例第15 条に規定する休日勤務手当及び同条例第16 条に規定する夜間勤務手当に相当する額を 除く。以下同じ。))の10分の1以下の額 を減ずる。この場合において、その減ずる 額が現に受ける給料及びこれに対する地域 手当の合計額の10分の1に相当する額を超 えるときは、当該額を給与から減ずるもの とする。 例(昭和52年常総地方広域市町村圏事務組合条例第2号)第14条に規定する時間外勤務手当、同条例第15条に規定する休日勤務手当及び同条例第16条に規定する夜間勤務手当に相当する額を除く。))の10分の1以下の額を減ずる。

(常総地方広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 常総地方広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年常 総地方広域市町村圏事務組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(1週間の勤務時間)

第2条 (略)

2 (略)

3 地方公務員法<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>の規定により採用された職員 (以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4及び5 (略)

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務 時間を割り振らない日をいう。以下同

(1週間の勤務時間)

第2条 (略)

2 (略)

3 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第28条の4第1項若しくは第28条の5第1 項又は同法第28条の6第1項若しくは第2 項の規定により採用された職員で同法第28 条の5第1項に規定する短時間勤務の職を 占めるもの(以下「再任用短時間勤務職 員」という。)の勤務時間は、前項の規定 にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を 超えない期間につき1週間当たり15時間30 分から31時間までの範囲内で、任命権者が 定める。

4及び5 (略)

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同

- じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、 当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの 日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前</u> 再任用短時間勤務職員については、日曜日 及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。
- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及 び勤務時間の割振りを定める場合には、組 合規則の定めるところにより、4週間ごと の期間につき8日の週休日(育児短時間勤 務職員にあっては8日以上で当該育児短時 間勤務の内容に従った週休日、定年前再任 用短時間勤務職員にあっては8日以上の週 休日)を設けなければならない。ただし、 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要 (育児短時間勤務職員にあっては、当該育 児短時間勤務の内容)により、4週間ごと の期間につき8日(育児短時間勤務職員及 び定年前再任用短時間勤務職員にあって は、8日以上)の週休日を設けることが困 難である職員について、管理者と協議し て、組合規則の定めるところにより、4週 間を超えない期間につき1週間当たり1日

- じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。
- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及 び勤務時間の割振りを定める場合には、組 合規則の定めるところにより、4週間ごと の期間につき8日の週休日(育児短時間勤 務職員にあっては8日以上で当該育児短時 間勤務の内容に従った週休日、再任用短時 間勤務職員にあっては8日以上の週休日) を設けなければならない。ただし、職務の 特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短 時間勤務職員にあっては、当該育児短時間 勤務の内容)により、4週間ごとの期間に つき8日(育児短時間勤務職員及び再任用 短時間勤務職員にあっては、8日以上)の 週休日を設けることが困難である職員につ いて、管理者と協議して、組合規則の定め るところにより、4週間を超えない期間に つき1週間当たり1日以上の割合で週休日

以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員 にあっては、4週間を超えない期間につき 1週間当たり1日以上の割合で当該育児短 時間勤務の内容に従った週休日)を設ける 場合には、この限りでない。

(年次休暇)

- 第12条 年次休暇は、一の年度ごとにおける 休暇とし、その日数は、一の年度におい て、次の各号に掲げる職員の区分に応じ て、当該各号に掲げる日数とする。
 - (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の 職員 20日(育児短時間勤務職員及び<u>定</u> 年前再任用短時間勤務職員にあっては、 その者の勤務時間等を考慮し20日を超え ない範囲内で組合規則で定める日数)
 - (2)及び(3) (略)
- 2及び3 (略)

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第18条 非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、組合規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

(育児短時間勤務職員にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次休暇)

- 第12条 年次休暇は、一の年度ごとにおける 休暇とし、その日数は、一の年度におい て、次の各号に掲げる職員の区分に応じ て、当該各号に掲げる日数とする。
 - (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の 職員 20日(育児短時間勤務職員及び<u>再</u> 任用短時間勤務職員にあっては、その者 の勤務時間等を考慮し20日を超えない範 囲内で組合規則で定める日数)
 - (2)及び(3) (略)
- 2及び3 (略)

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第18条 非常勤職員 (再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、組合規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

(常総地方広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 常総地方広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年常総地方 広域市町村圏事務組合条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(育児休業をすることができない職員)	(育児休業をすることができない職員)
第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定	第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定
める職員は、次に掲げる職員とする。	める職員は、次に掲げる職員とする。
(1)及び(2) (略)	(1)及び(2) (略)

(3) 定年条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(4) (略)

(5) (略)

(育児短時間勤務をすることができない職 員)

- 第9条 育児休業法第10条第1項の条例で 定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)及び(2) (略)
 - (3) 定年条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(育児短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第16条 育児短時間勤務職員の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員」という。)についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第2 項、第3項 及び第5項	(略)	(略)
第12条の3 第2項第2 号	定年前再 任用短時 間勤務職 員	(略)
第 14 条第 1項	(略)	支給する。ただ し、育児短時間 勤務職員等が第 1 号に掲げる勤 務で正規の勤務

(3) (略)

(4) (略)

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定 める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)及び(2) (略)

(育児短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第16条 育児短時間勤務職員の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員」という。)についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第2 項、第3項 及び第5項	(略)	(略)
第6条第10 項	とする	<u>に、算出率を乗じ</u> て得た額とする
第12条の3 第2項第2 号	<u>再任用短</u> 時間勤務 職員	(略)
第 14 条第 1 項	(略)	支給する。ただ し、育児短時間 勤務職員等が第 1号に掲げる勤 務で正規の勤務

時間を超えてし たもののうち、 その勤務の時間 とその勤務した 日における正規 の勤務時間との 合計が7時間 45 分に達する までの間の勤務 にあっては、同 条に規定する勤 務1時間当たり の給与額に 100 分の100(その 勤務が午後10 時から翌日の午 前5時までの間 である場合に は、100分の 125)を乗じて得 た額とする (略)

(短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第 18 条 短時間勤務職員についての給与条例 の規定の適用については、次の表の左欄に 掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げ る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字 句とする。

第6条第2 項、第3項 及び第5項	(略)	(略)
第12条の3 第2項第2 号	定年前再 任用短時 間勤務職 員	(略)
第 14 条第 1 項	(略)	支給する。ただ し、短時間勤務 職員が、第1号

時間を超えてし
たもののうち、
その勤務の時間
とその勤務した
日における正規
の勤務時間との
合計が7時間
45 分に達する
までの間の勤務
にあっては、同
条に規定する勤
務1時間当たり
の給与額に 100
分の 100 (その
勤務が午後 10
時から翌日の午
前5時までの間
である場合は、
100 分の 125) を
乗じて得た額と
する
 [略)
 PH/

(短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第18条 短時間勤務職員についての給与条例 の規定の適用については、次の表の左欄に 掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げ る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字 句とする。

第6条第2 項、第3項 及び第5項	(略)	(略)
第12条の3 第2項第2 号	再任用短 時間勤務 職員	(略)
第 14 条第 1 項	(略)	支給する。ただ し、短時間勤務 職員が、第1号

		に掲げる勤務で
		正規の勤務時間
		を超えてしたも
		ののうち、その
		勤務の時間とそ
		の勤務した日に
		おける正規の勤
		務時間との合計
		が 7 時間 45 分
		に達するまでの
		間の勤務にあっ
		ては、同条に規
		定する勤務1時
		間当たりの給与
		額に 100 分の
		100(その勤務が
		午後 10 時から
		翌日の午前5時
		までの間である
		場合には、
		 100 分の 125)を
		乗じて得た額と
		する
第 19 条第	第6条第	第 11 条から第
2項	2項から	<u>12 条</u> まで
	第9項ま	
	で及び第	
	11 条か	
	<u>11 次次</u> ら第 12	
	<u>ラが12</u> 条の2ま	
	で	
		短時間勘恣職 昌
	定年前再	短時間勤務職員
	定年前再 任用短時	短時間勤務職員
	定年前再	短時間勤務職員

(部分休業をすることができない職員)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で 定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

第23条第 再任用短 1項 時間勤務 職員	に正をの勤のお務がに間て定間額10年翌ま場10乗す短げのえうの務る間時す勤、るたい後日で合分であい、間た規の45であいののは分でであい、間に規の45であに16のののは分でも間、の得助計が100の時前で 125)額 職間ものそに勤計分のっ規時与がら時るをと 員
---	---

(部分休業をすることができない職員) 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で

定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務 時間を考慮して組合規則で定める非常勤 職員以外の非常勤職員(地方公務員法<u>第</u> 22条の4第1項に規定する短時間勤務 の職を占める職員(以下「<u>定年前再任用</u> 短時間勤務職員等」という。)を除く。) (部分休業の承認)
- 第20条 部分休業(育児休業法第19条第1 項に規定する部分休業をいう。以下同 じ。)の承認は、勤務時間条例第7条第1 項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員 (定年前再任用短時間勤務職員等を除く。 以下この条において同じ。)にあっては、 当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2及び3 (略)

附則

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して組合規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>再任用短時間</u>勤務職員等」という。)を除く。)

(部分休業の承認)

- 第20条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。
- 2及び3 (略)

付 則

(常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例(昭和52年常総地方広域市町村圏事務組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後 改正前 (初任給、昇格、昇給等の基準) (初任給、昇格、昇給等の基準) 第6条 (略) 第6条 (略) 2 (略) 2 (略)

- 3 職員が一の職務の級から他の職務の級に 移った場合又は一の職から同じ職務の級の 初任給の基準を異にする他の職に移った場 合における号給は、<u>組合規則で定める</u>とこ
- 4 職員の昇給は、組合規則で定める日に、 同日前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績 に応じて、行うものとする。
- 5から9まで (略)

ろにより決定する。

- 3 職員が一の職務の級から他の職務の級に 移った場合又は一の職から同じ職務の級の 初任給の基準を異にする他の職に移った場 合における号給は、<u>規則の定める</u>ところに より決定する。
- 4 職員の昇給は、組合規則で定める日に、 同日前1年間における<u>その者</u>の勤務成績に 応じて、行うものとする。
- 5から9まで (略)

<u>(定年前再任用短時間勤務職員の給料月</u>額)

第6条の2 法第22条の4第1項又は第22条 の5第1項の規定により採用された職員 (以下「定年前再任用短時間勤務職員」と いう。)の給料月額は、当該定年前再任用 短時間勤務職員に適用される給料表の定年 前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準 給料月額のうち、第6条第1項の規定によ り当該定年前再任用短時間勤務職員の属す る職の級に応じた額に、勤務時間条例第2 条第3項の規定により定められた当該定年 前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条 第1項に規定する勤務時間で除して得た数 を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

- 第12条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に 支給する。
 - (1) 通勤(職員が勤務のため、<u>当該職員</u>の 住居と在勤庁との間を往復することをい う。以下<u>この条</u>において同じ。)のため 交通機関又は有料道路(以下<u>この項及び</u> 次項において「交通機関等」という。) を利用してその運賃又は料金(以下<u>この</u> 項及び次項において「運賃等」とい う。)を負担することを常例とする職員 (交通機関等を利用しなければ通勤する ことが著しく困難である職員以外の職員 であって交通機関等を利用しないで徒歩 により通勤するものとした場合の通勤距 離(職員の住居から在勤庁までに至る経

10 法第28条の4第1項、第28条の5第1項 又は第28条の6第1項若しくは第2項の規 定により採用された職員(以下「再任用職 員」という。)の給料月額は、その者に適 用される給料表の再任用職員の欄に掲げる 給料月額のうち、その者の属する職務の級 に応じた額とする。

(再任用短時間勤務職員の給料月額)

第6条の2 法第28条の5第1項に規定する 短時間勤務の職を占める職員(以下「再任 用短時間勤務職員」という。)の給料月額 は、前条第10項の規定にかかわらず、同項 の規定による給料月額に、勤務時間条例第 2条第2項の規定により定められたその者 の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時 間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

- 第12条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に 支給する。
 - (1) 通勤(職員が勤務のため、<u>その者</u>の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下<u>本条</u>において同じ。)のため交通機関又は有料道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち一般に利用し得る最短の経路の長さによるも

路のうち一般に利用し得る最短の経路の 長さによるものとする。以下本項におい て同じ。)が片道2キロメートル未満で あるもの及び第3号に掲げる職員を除 く。)

- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で組合規則で定めるもの(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) (略)
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員 の区分に応じ、当該各号に定める額とす る。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期 間につき、組合規則で定めるところによ り算出した当該職員の支給単位期間の通 勤に要する運賃等の額に相当する額(以 下この項において「運賃等相当額」とい う。)。ただし、運賃等相当額を支給単 位期間の月数で除して得た額(以下この 項において「1箇月当たりの運賃等相当 額」という。) が55,000円を超えるとき は、支給単位期間につき、55,000円に支 給単位期間の月数を乗じて得た額(その 者が2以上の交通機関等を利用するもの として当該運賃等の額を算出する場合に おいて、1箇月当たりの運賃等相当額の 合計額が55,000円を超えるときは、当該 職員の通勤手当に係る支給単位期間のう ち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得 た額)

のとする。以下本項において同じ。)が 片道2キロメートル未満であるもの及び 第3号に掲げる職員を除く。)

- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) (略)
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期 間につき、組合規則で定めるところによ り算出したその者の支給単位期間の通勤 に要する運賃等の額に相当する額(以下 「運賃等相当額」という。)。ただし、 運賃等相当額を支給単位期間の月数で除 して得た額(以下「1箇月当たりの運賃 等相当額」という。) が55,000円を超え るときは、支給単位期間につき、55,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額 (その者が2以上の交通機関等を利用す るものとして当該運賃等の額を算出する 場合において、1箇月当たりの運賃等相 当額の合計額が55,000円を超えるとき は、その者の通勤手当に係る支給単位期 間のうち最も長い支給単位期間につき、5 5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じ て得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(<u>定年前再任</u>用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して組合規則で定める職員にあっては、その額から、その額に組合規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

アからスまで (略)

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して組合規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額
- 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で組合規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居からの通勤のため、高速自動車国道(以下この項において「高速道路」という。)の利用が組合規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められ、その利用に係る料金を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 高速道路に係る通勤手当 1 箇月につ

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して組合規則で定める職員にあっては、その額から、その額に組合規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

アからスまで (略)

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額
- 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の 移転に伴い、所在する地域を異にする公署 に在勤することとなったことにより、通勤 の実情に変更を生ずることとなった職員で 組合規則で定めるもののうち、第1項第1 号又は第3号に掲げる職員で、当該異動 は公署の移転の直前の住居からの通勤のた め、高速自動車国道(以下「高速道路」と いう。)の利用が組合規則で定める基準に 照らして通勤事情の改善に相当程度資する ものであると認められ、その利用に係る料 金を負担することを常例とするものの通勤 手当の額は、前項の規定にかかわらず、次 の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当 該各号に定める額とする。
 - (1) 高速道路に係る通勤手当 1 箇月につ

き、組合規則で定めるところにより算出した<u>当該職員</u>の通勤に要する料金の額の 2分の1に相当する額。ただし、2万円 を上限とする。

(2) (略)

 $4 \sim 7$ (略)

(時間外勤務手当)

第14条 正規の勤務時間外に勤務することを 命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に 勤務した全時間に対して、勤務1時間につ き、第17条に規定する勤務1時間当たりの 給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げ る勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125 から150までの範囲内で組合規則で定める割 合(その勤務が午後10時から翌日の午前5 時までの間である場合には、その割合に 100分の25を加算した割合)を乗じて得た額 を時間外勤務手当として支給する。

(1) • (2) (略)

2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、正規の 勤務時間が割り振られた日において、正規 の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務 の時間とその勤務をした日における正規の 勤務時間との合計が7時間45分に達するま での間の勤務に対する前項の規定の適用に ついては、同項中「正規の勤務時間外にし た次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100分の125から100分の150までの範囲内で 組合規則で定める割合」とあるのは、「100 分の100」とする。

3 (略)

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち組合規則で定めるものを除く。)の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤

き、組合規則で定めるところにより算出 した<u>その者</u>の通勤に要する料金の額の2 分の1に相当する額。ただし、2万円を 上限とする。

(2) (略)

 $4 \sim 7$ (略)

(時間外勤務手当)

第14条 正規の勤務時間外に勤務することを 命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に 勤務した全時間に対して、勤務1時間につ き、第17条に規定する勤務1時間当たりの 給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げ る勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125 から150までの範囲内で組合規則で定める割 合(その勤務が午後10時から翌日の午前5 時までの間である場合は、その割合に 100分の25を加算した割合)を乗じて得た額 を時間外勤務手当として支給する。

(1) • (2) (略)

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で組合規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 (略)

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち組合規則で定めるものを除く。)の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤

務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(前項に規定する組合規則で定める時間を除く。)との合計が1箇月について60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務 100分 の150 (その勤務が午後10時から翌日の午 前5時までの間である<u>場合には</u>、100分の 175)

(2) (略)

5 (略)

(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175) から第1項に規定する組合規則で定める割合 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合

(2) (略)

6 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第19条 (略)

2 第6条第2項から第9項まで及び第11条 から第12条の2までの規定は、<u>定年前再任</u> 用短時間勤務職員には適用しない。

(期末手当)

第20条 (略)

2 (略)

務することを命ぜられ割振り変更前の正規 の勤務時間を超えてした勤務の時間(前項 に規定する組合規則で定める時間を除

- く。)との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含
- む。)及び前項の規定にかかわらず、勤務 1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤 務の区分に応じ当該各号に定める割合を乗 じて得た額を時間外勤務手当として支給す る。
- (1) 正規の勤務時間外にした勤務 100分 の150 (その勤務が午後10時から翌日の午 前5時までの間である<u>場合は</u>、100分の 175)

(2) (略)

5 (略)

(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175) から第1項に規定する組合規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合

(2) (略)

6 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第19条 (略)

2 <u>第11条</u>から第12条の2までの規定は、<u>再</u> 任用職員には適用しない。

(期末手当)

第20条 (略)

2 (略)

3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

$4 \sim 6$ (略)

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日 (以下<u>この項から第3項まで</u>及び付則第4 項第3号においてこれらの日を「基準日」 という。)にそれぞれ在職する職員に対 し、基準日以前6箇月以内の期間における 当該職員の勤務成績に応じてそれぞれ基準 日の属する月の組合規則で定める日に支給 する。これらの基準日前1箇月以内に退職 し、又は死亡した職員(組合規則で定める ものを除く。)についても同様とする。

2 (略)

- (1) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間</u> <u>勤務職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手 当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日 現在(退職し、又は死亡した職員にあっ ては、退職し、又は死亡した日現在。次 項及び付則第4項第3号において同 じ。)において受けるべき扶養手当の月 額及びこれに対する地域手当の月額の合 計額を加算した額に100分の100を乗じて 得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間</u> <u>勤務職員</u> 当該<u>定年前再任用短時間勤務</u> <u>職員</u>の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗 じて得た額の総額
- 3から5まで (略)

附則

1から6まで (略)

(定年の引上げに伴う給与に関する特例措置)

7 当分の間、職員の給料月額は、当該職員

3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

$4 \sim 6$ (略)

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日 (以下<u>この条</u>及び付則第4項第3号におい てこれらの日を「基準日」という。)にそ れぞれ在職する職員に対し、基準日以前6 箇月以内の期間における<u>その者</u>の勤務成績 に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則 で定める日に支給する。これらの基準日前 1箇月以内に退職し、又は死亡した職員 (規則で定めるものを除く。)についても 同様とする。

2 (略)

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第4項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u> 当該<u>再</u> 任用職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5 を乗じて得た額の総額

3から5まで (略)

付 則

1から6まで (略)

が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第9項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第1項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を乗じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

- 8 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律 により任期を定めて任用される職員及び 非常勤職員
 - (2) 常総地方広域市町村圏事務組合職員の 定年等に関する条例(昭和59年常総地方 広域市町村圏事務組合条例第7号。以下 この項において「定年条例」という。) 第9条第1項又は第2項の規定により法 第28条の2第1項に規定する異動期間 (同条例第9条第1項又は第2項により 延長された期間を含む。)を延長された 同条例第6条に規定する職を占める職員
 - (3) 定年条例第4条第1項又は第2項の規 定により勤務している職員(同条例第2 条に規定する定年退職日において前項の 規定が適用されていた職員を除く。)
- 9 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第11項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額

(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(組合規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 10 前項の規定による給料の額と当該給料を 支給される職員の受ける給料月額との合計 額が第6条第1項の規定により当該職員の 属する職務の級における最高の号給の給料 月額を超える場合における前項の規定の適 用については、同項中「基礎給料月額と特 定日給料月額」とあるのは、「第6条第1 項の規定により当該職員の属する職務の級 における最高の号給の給料月額と当該職員 の受ける給料月額」とする。
- 11 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第7項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第9項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、組合規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 12 附則第9項又は前項の規定による給料を 支給される職員以外の附則第7項の規定の 適用を受ける職員であって、任用の事情を 考慮して当該給料を支給される職員との権 衡上必要があると認められる職員には、当 分の間、当該職員の受ける給料月額のほ か、組合規則で定めるところにより、前3 項の規定に準じて算出した額を給料として 支給する。

13 附則第7項から前項までに定めるものの ほか、附則第7項の規定による給料月額、 附則第9項の規定による給料その他附則第 7項から前項までの規定の施行に関し必要 な事項は、組合規則で定める。

別表第2の表中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

再任用職員 187,700 215,200 255,200 274,600 289,700 315,100 356,800

を

Γ

Γ

ウ 年 並 再 バ	基準給						
定年前再任用短時間勤	料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
務職員	187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800

に改める。

別表第3の表中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

再任用職員 241,500 253,200 257,300 288,600 305,100 319,200 342,800

を

'd -

Γ

ウ圧 並 再 バ	基準給						
定年前再任用短時間勤	料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
務職員	241, 500	253, 200	257, 300	288, 600	305, 100	319, 200	342, 800

に改める。

(常総地方広域市町村圏事務組合職員の再任用に関する条例の廃止)

第8条 常総地方広域市町村圏事務組合職員の再任用に関する条例(平成13年常総地方広域

市町村圏事務組合条例第3号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第16条の規定は、公布の日から施行する。

(定義)

- 第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)をいう。
 - (2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第2項若しくは第4項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 又は第7条第2項若しくは第4項の規定により採用された職員をいう。
 - (3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項 (これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する 場合を含む。)又は第7条第2項若しくは第4項の規定により採用された職員をい う。
 - (4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4 第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

(常総地方広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用短時間勤務職員は、第2条の規定による改正後の常総地方広域市町村 圏事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条に規定する短時間勤務の 職を占める職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(常総地方広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴 う経過措置)

第4条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条 の規定による改正後の常総地方広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する 条例の規定を適用する。

(常総地方広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 育児短時間勤務等を行う職員に対する改正後の常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第7項の規定の適用につい

ては、同項中「)とする」とあるのは、「)に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除した数を乗じて得た額とする」とする。

(常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 第6条 暫定再任用職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、常総地方広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、常総地方広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規 定による新給与条例第12条の3第2項及び第14条第2項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第20条第3 項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の 額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第2項若しくは第4項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第2項若しくは第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第2項若しくは第4項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再

任用職員」とする。

- 7 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例第6条第2項、第5項及び第7項から第9項まで並びに第11条から第12条の2まで並びに新給与条例第6条第3項、第4項及び第6項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 新給与条例附則第7項から第13項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(常総地方広域市町村圏事務組合職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

- 第7条 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第3条の規定による改正前の常総地方広域市町村圏事務組合職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。)について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第3条の規定による改正後の常総地方広域市町村圏事務組合職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、管理者の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年(新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新定年条例定年が新定年条例第3条に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の組合規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、令和3年改正法附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該組合規則で定める職にあっては、組合規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について 準用する。

(常総地方広域市町村圏事務組合職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 第8条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第11条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年(旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の組合規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
 - (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は 前条第1項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第10条第1項若しくは第2項又は附則第11条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の 末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る 新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の組合規則で定める情報に基 づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用 することができる。
 - (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正 法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3 項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 施行日以後に新定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方

公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語 その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用 職員の同意を得なければならない。
- 第9条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、地方公共団体(常総地方広域市町村 圏事務組合規約(昭和47年地指令第297号)第2条に規定する地方公共団体をいう。次 項及び附則第11条において同じ。)における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年 齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要 する職に係る旧定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の組合規則で定 める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要 する職に採用することができる。
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、地方公共団体における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の組合規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。
- 第10条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第8条 第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当 該者を採用しようとする短時間勤務の職(新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職 をいう。以下同じ。)に係る旧定年条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員 が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているもの とした場合における旧定年条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及

び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の組合規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第8条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。次条第2項及び附則第15条において同じ。)に達している者(新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の組合規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、附則第8条第3項から第5項までの規定を準用する。
- 第11条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項に おいて準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、地方公共団体に おける附則第8条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあ る者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年 齢に達している者を、従前の勤務実績その他の組合規則で定める情報に基づく選考によ り、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができ る。
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務 員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかか わらず、地方公共団体における附則第8条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達 年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係 る新定年条例定年相当年齢に達している者(新定年条例第13条第1項の規定により当該 短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の組合 規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時 間勤務の職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、附則第8条第3項から第5項までの規定を準用する。 (令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)
- 第12条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
 - (1) 施行日以後に新たに設置された職

- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日 の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準 じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

- 第13条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
 - (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
 - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年 改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第 4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものと した場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規 定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項 に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

- 第14条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第8条から第11条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。)をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。
 - (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
 - (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)
- 2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の 前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例 定年に達している者とする。
- 3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準 日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年 条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第15条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日 及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31

日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条 例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新定年条例定年相当年齢が新 定年条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基 準日以後に設置された短時間勤務の職その他の組合規則で定める短時間勤務の職(以下 この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基 準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日 前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職を した者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相 当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者(当該組合規 則で定める短時間勤務の職にあっては、組合規則で定める者)を、新定年条例第12条又 は第13条第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上 げ短時間勤務職に、定年前再任用短時間勤務職員のうち基準日の前日において同日にお ける当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年 齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該組合規則で定める短時間勤務の職に あっては、組合規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は 転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第16条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

提案理由

議案第16号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

地方公務員法の一部改正により定年が段階的に引き上げられ、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられることなどを踏まえ、当組合でも同様の措置を講ずる必要があるため、関係する条例の一部を改正するものです。この条例は、今年度中に事前確認を必要とする対象年齢を規定した附則第16条を公布の日より施行し、その他の規定については令和5年4月1日から施行するものです。

議案第17号

令和4年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第5号)

令和4年度常総地方広域市町村圏事務組合の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,021千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,029,960千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年12月22日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合管 理者 松丸修久

第1表 歲入歲出予算補正

(単位 千円)	1111111	61,120	61,119	7,029,960	(単位 千円)	111111111111111111111111111111111111111	321,446	279,900	41,332	2,231,005	2,231,005	207,307	207,307	2,652,817	2,652,817	405,568	405,568	7 029 960
	補 正 額	3,021	3,021	3,021		補 正 額	1,759	1,213	546	28,306	28,306	1,808	1,808	6,379	6,379	△ 35,231	△ 35,231	3.021
	補正前の額	58,099	58,098	7,026,939		補正前の額	319,687	278,687	40,786	2,202,699	2,202,699	205,499	205,499	2,646,438	2,646,438	440,799	440,799	7,026,939
	直		2 雑 入	- 1		項		1 総務管理費	2 防		1 清 掃 費		1 都 市 計 画 費		1 消 防 費		1 予 備 費	☆
歲入	崇	6 諸 収 入		歳	港 出	紫	2 総 務 費			4 衛 生 費		5 十 木 費		6 消 防 費		8 予 備 費		田

第2表 債務負担行為補正

(追加)		(単位 千円)
事項	期間	限度額
建物警備委託	令和4年度から令和5年度まで	265
建物清掃委託	П	4,900
ホスティングサービス及びプロバイダ料	П	280
例規集データベースシステム使用料	П	099
職員共同研修委託	И	4,862
交流センター防火設備定期報告業務委託	И	208
防災センター管理委託	И	1,815
障害者支援施設防火設備定期報告業務委託	JJ	132
ビン収集用コンテナ賠償責任保険	JJ	273
食品リサイクル堆肥化施設運転管理委託	JJ	123,064
放射性物質濃度測定委託	JJ	1,188
公園施設賠償責任保険	JJ	104
スポーツセンター防火設備定期報告業務委託	JJ	206
消防貸与被服類購入(新規採用職員分等)	JJ	5,945
消防防火衣購入	J)	12,611
消防用寝具等リース	JJ	4,851
消防救急デジタル無線及び指令設備保守管理委託	"	2,398
署活動系無線保守管理委託	11	1,260

(追加)		(単位 千円)
重 重	崩崩	限度額
自家用電気工作物保安管理委託	令和4年度から令和5年度まで	1,098
し尿浄化槽点檢整備委託	И	573
パソコンリース(令和4年度)その2	令和4年度から令和9年度まで	1,585
プリンタリース(令和4年度)	И	1,380
公用車リース(令和4年度)	令和4年度から令和6年度まで	462

予算補正に関する説明書

歲入歲出予算補正事項別明細書

1 総括 (歳入)

61,120 7,029,960 (単位 千円) 3,021 3,021 額 띰 籗 58,099 7,026,939 額 0 温 出 籗 \prec ⟨□ 닺 蔌 \prec 褫 點 9

単位

(歳田)

28,306 6,379 1,759 1,808 3,021 △ 35,231 演 重 榖 1 0 點 割 K 6 漂 ψ の対 漁 0 讏 魯 五 띰 定 型 無 李 0 国県支出金 405,568 2,231,005 207,307 321,446 2,652,817 7,029,960 28,306 1,808 6,379 1,759 3,021 △ 35,231 額 띰 無 205,499 440,799 2,202,699 2,646,438 7,026,939 319,687 前の額 띰 無 實 實 實 曹 實 11111111 $\triangleleft \square$ \mathbb{H} +防 靊 篜 藃 \exists 慾 锤 浜 * 褫 $^{\circ}$ 4 Ŋ 9 ∞

搬入
2 4 M

					61.119	3.021	28.098	1111111
3,021		3,021 指定管理者電気料相当分	3,021	1雑 入	61,119	3,021	58,098	1 雑 入
3 0 2 1		指定管理老雷与拟相当分	3 0 2 1	_	61 119	3 0 2 1	58 098	1 雑 入
	17.1	H7L	金 額	区分	п	1	加上別の概	П
	H	\1 1\11	餅		- <u>1</u>	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	据 上 計 〇 缩	
(単位 千円)							(項)2 雑入	(款)6 諸収入

- 61 -

3 歳出 (款)2 総移	1 総務費 (項)1	総務管理費	<u> 11</u> 1/								(単位 千円)
				世 世	額の	財 源	内职	節			
ш	補正前の額	補正額	111111111111111111111111111111111111111	特 定国県支出金州	村力	源 債 その他	一般財源	R A	金額	荒	明
3 路	54,380	1,213	55,593				1,213	10 需用費	1,213	1,213 光熱水費	1,213
11111111	278,687	1,213	279,900	0		0 0	1,213				
(款)2 総務費	务費 (項)2	防災費									
1 万 ジ タ ー 人 タ ー	40,786	546	41,332			***************************************	546	10 需用費	546	546 光熱水費	546
11111111	40,786	546	41,332	0		0 0	546				
(款)4 衛生費	上費 (項)1	清掃費									
1 環 ン 強 人 人 人	2,200,914	28,306	2,229,220			•••••	28,306	10 需用費	28,306	28,306 光熱水費	28,306
11111111	2,202,699	28,306	2,231,005	0		0 0	28,306				
(款)5 土木	土木費 (項)1	都市計画費	√								
1 公 園 管理費	205,499	1,808	207,307	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			1,808	10 需用費	1,808	1,808 光熱水費	1,808
11111111	205,499	1,808	207,307	0)	0 0	1,808	***************************************			
(款)6 消防費	方費 (項)1	消防費									
1 消 防 総務費	2,386,021	6,379	2,392,400				6,379	10 需用費	6,379	6,379 燃料費 光熱水費	2,519
11111111	2,646,438	6,379	2,652,817	0		0 0	6,379				

(項)1 予備費 (款)8 予備費

(款)8 予備費		(項)1 予備費		世	发頁	0	漠	内票		餀	(単位	(田士 7
4₹	年前の額	補正額	111111111111111111111111111111111111111	111	1-			上一一一		<	説明	
				国県支出金	1 /	重	その他	一板巧像	<u>x</u>	——— 魚		
[予備費	440,799	440,799 \\ \text{\tint{\text{\tint{\text{\tint{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tint{\text{\te\tint{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\texi}\tint{\text{\texi}\text{\text{\texit{\text{\text{\texi}\text{\texit{\text{\te	405,568					△ 35,231		△35,231 共通分		△ 28,852
											消防分	0 6,379 ∇
111111	440,799	440,799	405,568	0		0	0	0 \(\text{35,231} \)				

提案理由

議案第17号 令和4年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算 (第5号) について

令和4年度一般会計補正予算(第5号)については、歳入歳出それぞれ302万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ70億2,996万円とするものです。

歳出で、電気料金と燃料価格の高騰に伴い需用費の光熱水費及び燃料費が不足することから、総務費、衛生費、土木費及び消防費の光熱水費と消防費の燃料費をそれぞれ増額するものです。

これに伴い歳入では、諸収入の雑入で指定管理者電気料相当分を増額するものです。

また、令和5年度当初より契約履行が必要なリース、業務委託等について、債務負担行 為を追加するものです。